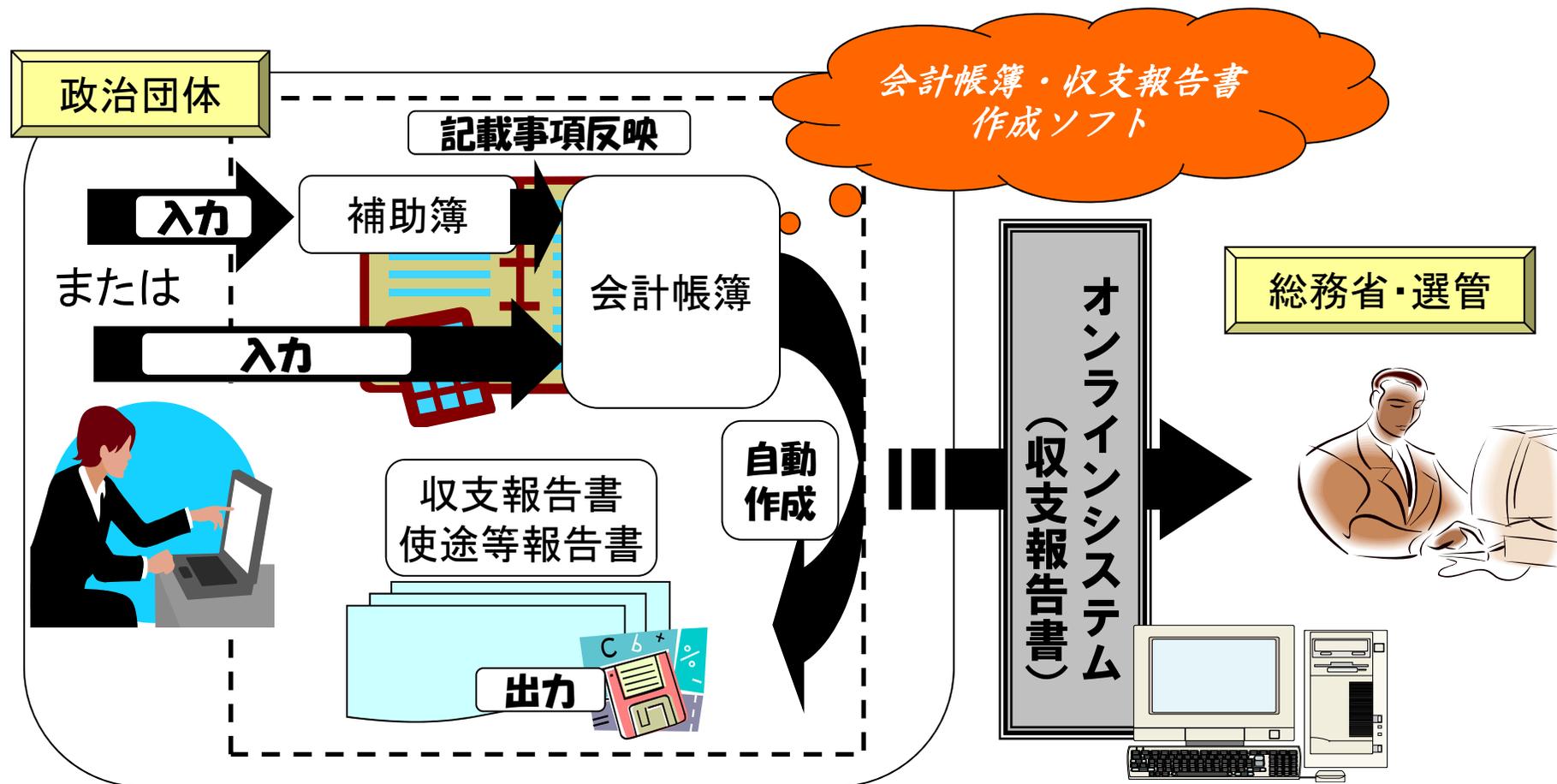


会計帳簿・収支報告書作成ソフトの特色について

会計帳簿と連動して自動的に収支報告書を作成でき、かつ、オンラインで収支報告書を提出することを前提にデータを出力する機能を備えたソフト。



特色①

利用者の利便性を考慮し、「MicrosoftExcel」等の標準的な表計算ソフトをベースに作成し、その基本的な機能を利用できる。

・操作方法や機能が一見して分かりにくいと考えられるようなものについてはコメントを付すなど、利用者の利便性について配慮。

特色②

政治資金規正法施行規則等の様式や記載要領に基づいて作成。

- ・会計帳簿・・・政治資金規正法施行規則第13号様式
- ・収支報告書・・・政治資金規正法施行規則第14号様式
- ・領収書等を徴し難かった支出の明細書・・・政治資金規正法施行規則第15号様式
- ・振込明細書に係る支出目的書・・・政治資金規正法施行規則第16号様式
- ・監査意見書・・・政治資金規正法施行規則第17号様式
- ※ その他・・・政治資金監査報告書、寄附金(税額)控除のための書類

特色③

- ・収支報告書の記載事項のうち、会計帳簿の記載事項から引用できるものについては、自動的に引用。
- ・会計帳簿の記載事項から引用できないものもあるので、これらの記載事項も含めて簡易に収支報告書を作成できる。

会計帳簿の記載事項から引用できるもの



会計帳簿の記載事項から引用できないもの

帳簿の記載事項として追加

- ・資産等の状況及び資産等の項目別内訳（借入金、貸付金など）
- ・特定パーティーの対価の支払いをした者の数、政治活動費の項目別区分のうち小分類など、会計帳簿の直接的な入力事項となっていないもの。

など



特色④

- ・団体区分によって異なる収支報告書の収支の報告基準に合わせて、自動的に会計帳簿からデータを抽出し、収支報告書を作成。
- ・国会議員関係政治団体や資金管理団体については、これらの団体であった期間のみ、該当する報告基準で抽出できる。

収入の主な明細の報告基準

- 全団体共通
- ・ 寄附の内訳
 - 年間5万円超の同一者からの寄附
- ・ 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳
 - 1つのパーティーについて20万円超の同一者からの対価に係る収入

※寄附金控除を受ける場合は、年間5万円以下の寄附でも記載が必要。

など

支出の主な明細の報告基準

- 国会議員関係政治団体
 - 人件費以外の経費で1件あたりの金額が1万円超
- 資金管理団体
 - 人件費以外の経費で1件あたりの金額が5万円以上
- 上記以外の政治団体
 - 政治活動費で1件あたりの金額が5万円以上

特色⑤

会計帳簿・収支報告書の様式内・様式間の自動計算機能

特色⑥

エラーチェック機能

- ・会計帳簿内、収支報告書内、会計帳簿・収支報告書間のそれぞれについて、関連する項目について、入力値の妥当性・整合性を自動的に確認できる機能。
- ・エラーがある場合には、その場所や原因の特定を容易に行える。

特色⑦

会計帳簿・収支報告書（添付書類も含む。）の様式のスタイルでの画面の表示や印刷ができる。

特色⑧

領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書の自動データ取得機能

・会計帳簿（支出簿）及び収支報告書から、対応する支出の目的（項目・摘要）、金額及び年月日のデータを自動的に取得。

※領収書等を徴し難かった支出の明細書等を作成する支出の抽出は、作成者の判断による。

※ただし、領収書等を徴し難かった支出の明細書中の「領収書等を徴し難かった事情」については、作成者の入力が必要。

作成・報告の基準

●国会議員関係政治団体
（明細書等の作成）

すべての支出

（収支報告書への添付）

人件費以外の経費で1件あたりの金額が1万円超

（少額領収書等の写しの提出）

人件費以外の経費で1件あたりの金額が1万円以下

●資金管理団体

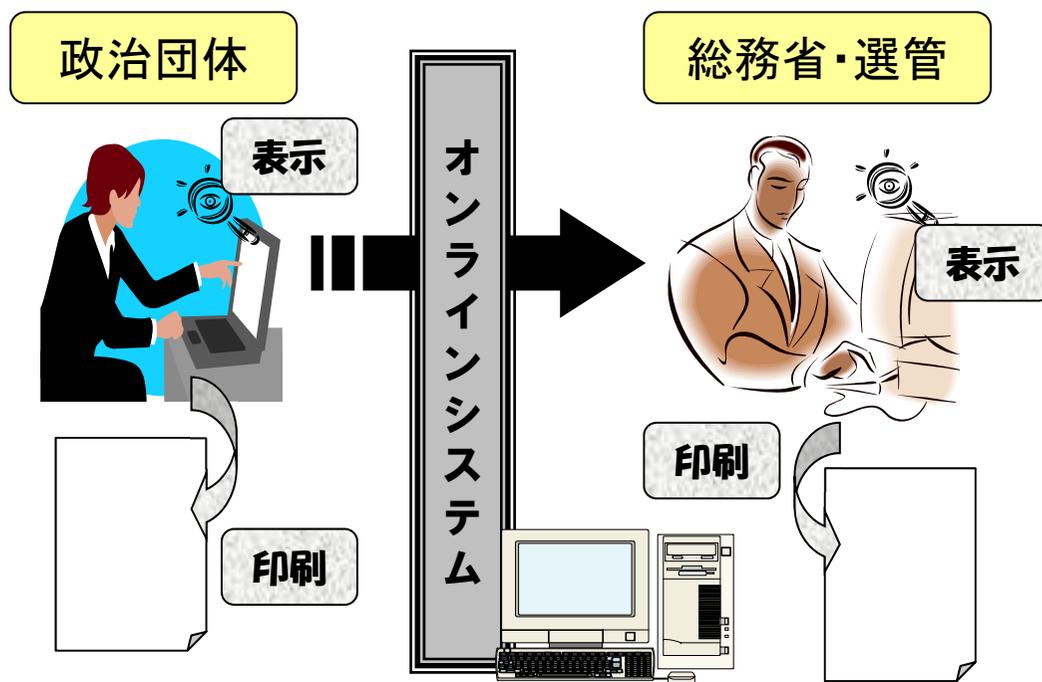
人件費以外の経費で1件あたりの金額が5万円以上

●上記以外の政治団体

政治活動費で1件あたりの金額が5万円以上

特色⑨

- ・会計帳簿や収支報告書(個人からの寄附)のデータを利用し、「寄附金(控除)のための書類」を自動的に作成できる。(ただし、個人からの寄附のうち、当該書類の作成が必要か否かは作成者の判断。)
- ・様式のスタイルでの画面表示や印刷ができる。



寄附金(税額)控除のための書類

この寄付金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名					
住所	都府	市	区	町	番
寄付金の額					
送附年月日	平成 年 月 日				

(寄附を受けた団体)

名称		
所在地		
団体の区分 ※「注」は該当するもの番号を○で表示	<input type="checkbox"/> 政党又は政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金规正法41条の1第1項第1号に該当する者 <input type="checkbox"/> 政党以外の特定の政治的団体 <input type="checkbox"/> 政治資金规正法41条の1第1項第2号に該当する者	<input type="checkbox"/> 政党以外の特定の政治的団体 <input type="checkbox"/> 政治資金规正法41条の1第1項第3号に該当する者
政治資金規正法第41条の19第1項第3号該当の場合	その団体の主要な役員又は主要な構成員である団体の名称	
政治資金規正法第41条の19第1項第4号該当の場合	<input type="checkbox"/> その団体が推薦し又は支持する者の氏名 <input type="checkbox"/> 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	
選挙区	平成 年 月 日	

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	<input type="checkbox"/> 公職の候補者の氏名 <input type="checkbox"/> 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙区
住所	平成 年 月 日	

(寄附の金額)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・

(同一人から複数回に分けて寄附を受けた場合には、上記の「送附年月日」欄への記載は不要です)

特色⑩

バージョン4からの新機能

- ・政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令(平成26年総務省令第56号)の施行に伴い、当該改正省令による改正後の政治資金規正法施行規則(昭和50年自治省令第17号)に則り、遺贈、政治資金パーティーの共同開催について、備考欄に記載する場合のプルダウン機能を追加。
- ・住所欄に、住所チェック機能を追加。
- ・エラーチェック時に、発生したエラー箇所へ自動的に画面遷移する機能を追加。
(エラーが複数箇所が発生している場合、先頭のエラー箇所へ自動的に遷移)
- ・領収書等の写しを画像ファイルにするための補助機能を追加。

その他

● 通し番号の入力と名寄せ

・通し番号とは、同一者からの複数回にわたる寄附やパーティー収入があった場合、分割払いのような数回にわたる支出があった場合など、年間の寄附額やパーティー収入額、1件あたりの支出額などを名寄せして、ソフト内で収支報告書の明細の記載基準に該当するか否かを自動的に判定するために必要な番号のこと。

・「通し番号で名寄せ」ボタンをクリックすると、同一の通し番号が付されているものを自動的に名寄せし、小計が追加される。

● 収入・支出同額計上

・物品による寄附、事務所や労務の無償提供など、金銭以外のものによる寄附や支出があった場合には、実際の現金の出入りを伴わないので、収入・支出にそれぞれ同額を計上して繰越額に影響が出ないように記載。

・このような場合、収入(又は支出)に必要な事項を入力した後に「収入・支出同額計上」ボタンをクリックすると、同内容の明細が支出(又は収入)に自動的に転記される。